

## 令和5年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

<本年の給与報告・勧告のポイント> 民間給与との較差は、平成9年以来、26年ぶりの水準

- ① 民間給与との較差 3,670円 (0.93%) を解消するため、給料月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ (0.10月分)、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に反映

### 1 民間給与との較差

民間事業所の従業員の給与	本市職員の給与	較 差
398,457円	394,787円	3,670円 (0.93%)

- (注) 1 本市職員は行政職、民間は行政職に相当する事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を比較(新規採用者を含まない。)
- 2 調査対象事業所は、企業規模、事業所規模ともに50人以上の市内民間事業所423事業所から、無作為抽出された149事業所

### 2 勧告の内容

月例給の改定について

(1) 行政職給料表

人事院勧告における同種俸給表の改定傾向、市内民間事業所の初任給の状況及び人員構成等を考慮の上、全体的に改定

(2) その他の給料表 行政職給料表及び国家公務員の俸給表との均衡を考慮した改定

(3) 実施時期 令和5年4月1日

### 3 報告の内容

(1) 期末・勤勉手当(ボーナス)について

民間の支給月数(昨年8月~本年7月)は4.49月であるため、国に準じて期末・勤勉手当の支給月数を年間4.50月とし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当への反映が適当

(2) 在宅勤務等手当について

国や他都市の動向などを勘案し、本市職員の実態を踏まえながら、在宅勤務等手当の新設等について検討する必要がある。

(3) これからの給与制度について

令和6年に向けた給与制度アップデートの骨格案が示されたことを受け、国や他都市の動向などを注視し、本市の実情に応じた給与制度の在り方について調査・研究する必要がある。

(4) 多様で有為な人材の確保等について

当委員会においては、本市の実態及び変化の時代に応じた採用試験制度を研究し、その在り方を見直していく。任命権者においては、多様で有為な人材から選ばれる魅力ある職場環境づくり等に取り組まれない。

(5) 人事評価制度について

引き続き本市の実情に即した評価制度とその結果の更なる活用について、調査・研究されたい。

(6) 障害者雇用について

障害特性や個性に応じて、能力を有効に発揮できるよう、合理的配慮に対する理解を職場全体に浸透させていくとともに、勤務環境の整備や職務の調整等に取り組むなど、障害者雇用の促進について、引き続き調査・研究されたい。

(7) 会計年度任用職員について

勤勉手当の支給等について、地方自治法等の改正趣旨等を踏まえ、適切に対応されたい。

(8) 本市職員の働き方について

ア ワーク・ライフ・バランスの推進について

各種制度が十分に活用されるよう職場環境の整備に努め、多様で柔軟な働き方を推進されたい。また、勤務間インターバルを確保する措置については、国や他都市の動向も注視しながら本市の実情を踏まえて研究されたい。

イ 時間外勤務の削減について

業務負担の平準化及び業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、適切なマネジメントを行い、勤務時間の適正管理及び時間外勤務の削減に取り組まれたい。

ウ 教職員の長時間労働の改善について

学校現場の特殊性を踏まえ、業務改善や体制整備に取り組むとともに、教職員が本来業務に注力できる環境の整備に取り組まれたい。また、国においては、教職調整額等の在り方を含む教師の処遇改善等について検討がなされており、その方向を注視し、適宜必要な措置を講じられたい。

エ 女性職員の活躍推進について

多様な職務経験の付与や能力開発支援などの人材育成の強化及び、柔軟な働き方の推進などの仕事と生活を両立できる職場環境づくりに向けた取組を進める必要がある。

(9) 心の健康づくりについて

職場のストレス要因の軽減・除去に取り組むとともに、高齢層職員も含めたすべての職員が、心身ともに健康で安心して働くことができる職場づくりに取り組まれたい。

(10) ハラスメントの防止について

研修による意識啓発等により、ハラスメントのない職場環境づくりを推進されたい。

(11) 公務員としての自覚をもって

- ・任命権者においては、あらゆる機会を通じ、職員の倫理意識の高揚、法令順守の徹底及び服務規律の確保に努め、不祥事の防止・根絶に全力で取り組まれたい。
- ・職員においては、職務の内外を問わず高い倫理観を持ち、全体の奉仕者であることを強く自覚して行動し、市民の信頼に応えていただきたい。

【参 考】 <報告・勧告どおり給与改定が実施された場合の平均年間給与（行政職給料表適用職員）>

改定前	改定後	増減額（率）
645.0万円	655.1万円	10.1万円（1.57%）

（注） 新規採用者を含む。

<人事院給与勧告の概要>

- ① 初任給を引上げ（高卒：12,000円、大卒：11,000円）
- ② ボーナスを引上げ（0.10月分）
- ③ 俸給月額を引上げ（官民給与の較差：3,869円 0.96%）
- ④ 在宅勤務等手当を新設